

## はじめに

環境省は、平成 12 年度に化学物質環境汚染実態調査に係る水質・底質モニタリング調査マニュアルおよび生物モニタリング調査マニュアルを改訂した。一方、化学物質環境汚染実態調査については、化学物質排出把握管理促進法の施行や残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）の採択など、化学物質と環境問題に係る状況の変化と今日的な政策課題に対応するため、平成 13 年度に見直しを行い、初期環境調査、暴露量調査およびモニタリング調査の三つの調査体系により実施している。さらに、POPs 条約に対応するため、POPs モニタリング調査マニュアルも策定したところである。

本モニタリング調査マニュアルは、環境省が平成 13 年度に策定した POPs モニタリング調査マニュアルを基本として、平成 12 年度に策定した水質・底質モニタリング調査マニュアル（改訂版）、生物モニタリング調査マニュアル（改訂版）およびこれらマニュアル策定後に得られた知見を組み合わせ、新しい化学物質環境汚染実態調査の調査体系に適するように整備したものである。なお、とりまとめにあたっては、各マニュアル作成に携わった検討委員等の専門家に助言を求めた。